

宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年告示第71-4号）の一部を改正する告示 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（総合事業の対象者）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者（以下「居宅要介護被保険者」という。）であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第1号事業（<u>第3条第1号ア（イ）若しくは（ウ）又はイ（イ）若しくは（ウ）のいずれかに該当するもの</u>。以下この号において同じ。）のサービスを受けていた者のうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第1号事業のサービスを受ける者</p> <p>第6条～第20条 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係） （略）</p>	<p style="text-align: center;">宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（総合事業の対象者）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者（以下「居宅要介護被保険者」という。）であって、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービス（以下「要介護認定によるサービス」という。）を受ける日以前に前2号のいずれかに該当し、第1号事業（前条第3号の方法によるものに限る。以下この号において同じ。）のサービスを受けていた者のうち、要介護認定によるサービスを受けた日以後も継続的に第1号事業のサービスを受ける者</p> <p>第6条～第20条 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係） （略）</p>

別表第2（第11条関係）

1 訪問型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第86号。以下「算定告示」という。）別表の1イ及びハからチに定める。			厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額

2 訪問型サービスA

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2週1回60分程度	823	1月につき	単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
（日割）	27	1日につき	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	741	1月につき	
（日割）	24	1日につき	
事業対象者・要支援1・2週2回程度	1,644	1月につき	
（日割）	54	1日につき	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,480	1月につき	
（日割）	49	1日につき	

別表第2（第11条関係）

1 訪問型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「算定告示」という。）別表1のイからハ及びチからルに定める。			厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）の規定により、10円に市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額

2 訪問型サービスA

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2週1回60分程度	823 <u>(824)</u>	1月につき	単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額 <u>ただし、令和3年9月30日までの間は、左欄の（）内の単位数を適用する。</u>
（日割）	27	1日につき	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	741 <u>(742)</u>	1月につき	
（日割）	24	1日につき	
事業対象者・要支援1・2週2回程度	1,644 <u>(1,646)</u>	1月につき	
（日割）	54	1日につき	
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,480 <u>(1,481)</u>	1月につき	
（日割）	49	1日につき	

3 訪問型サービスB (略)

4 訪問型サービスC (略)

5 通所型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
算定告示別表の2に定める。ただし、 <u>ロを除く。</u>			単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額

6 通所型サービスA

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2 (日割)	<u>1, 366</u> <u>45</u>	1月につき 1日につき	単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
利用者の数が利用定員を超える場合 (日割)	<u>956</u> <u>31</u>	1月につき 1日につき	
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 (日割)	<u>956</u> <u>31</u>	1月につき 1日につき	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合又は事業所が送迎を行わない場合	376減算	1月につき	

3 訪問型サービスB (略)

4 訪問型サービスC (略)

5 通所型サービス相当

算定項目	単位数	算定単位	単価
算定告示別表の2に定める。ただし、イ(3)及び(4)を除く。			単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額

6 通所型サービスA

算定項目	単位数	算定単位	単価
事業対象者・要支援1・2 (日割)	1, 277 <u>(1, 279)</u> 42	1月につき 1日につき	単価告示の規定により、10円に宇都宮市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額 <u>ただし、令和3年9月30日までの間は、左欄の()内の単位数を適用する。</u>
利用者の数が利用定員を超える場合 (日割)	894 <u>(895)</u> 29	1月につき 1日につき	
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 (日割)	894 <u>(895)</u> 29	1月につき 1日につき	
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合又は事業所が送迎を行わない場合	376減算	1月につき	

7 通所型サービスB (略)

8 通所型サービスC (略)

9 第1号生活支援事業 (略)

10 第1号介護予防支援事業

算定項目	単価
市長が別に定める。	居宅要支援被保険者又は事業対象者に対するもの <u>4,605円</u> 、初回加算3,126円、委託連携加算3,126円
	居宅要介護被保険者のうち、要介護1又は要介護2の認定を受けた者に対するもの <u>11,316円</u> 、初回加算3,126円、委託連携加算3,126円
	居宅要介護被保険者のうち、要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けた者に対するもの <u>14,702円</u> 、初回加算3,126円、委託連携加算3,126円

別表第3 (第13条関係) (略)

7 通所型サービスB (略)

8 通所型サービスC (略)

9 第1号生活支援事業 (略)

10 第1号介護予防支援事業

算定項目	単価
市長が別に定める。	居宅要支援被保険者又は事業対象者に対するもの4,563円 <u>(令和3年9月30日までの間は、4,574円)</u> 、初回加算3,126円、委託連携加算3,126円
	居宅要介護被保険者のうち、要介護1又は要介護2の認定を受けた者に対するもの11,211円 <u>(令和3年9月30日までの間は、11,222円)</u> 、初回加算3,126円、委託連携加算3,126円
	居宅要介護被保険者のうち、要介護3、要介護4又は要介護5の認定を受けた者に対するもの14,567円 <u>(令和3年9月30日までの間は、14,577円)</u> 、初回加算3,126円、委託連携加算3,126円

別表第3 (第13条関係) (略)